

平塚市技能者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長く同一職種に従事し、技能の練磨及び後進の育成に努め、その職種の向上発展に功績のあった者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、技能功労者表彰及び優秀技能者表彰とする。

(技能功労者表彰)

第3条 技能功労者表彰は、次の各号に該当する者（45歳以上の者に限る。）に対して行う。ただし、次条の優秀技能者表彰を受けた者にあつては、表彰後5年を経過しているものでなければならない。

- (1) 同一職種（別表に定める職種に限る。以下同じ。）に25年以上従事している者
- (2) 当該職種に関し特に功労が顕著である者
- (3) 他の技能者の模範となる優れた技能を有している者
- (4) 当該職種において指導的な立場にある者
- (5) 本市に住所（住民基本台帳に登録されていることを要する。次条において同じ。）を有する者又は主として市内の事業所に勤務する者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項第1号の規定にかかわらず、技能功労者表彰を行うことができる。

- (1) 当該職種の歴史が25年に満たない職種に従事している者
- (2) 高齢者の者には適さない職種に従事している高年齢の者

(優秀技能者表彰)

第4条 優秀技能者表彰は、次の各号に該当する者（30歳以上の者に限る。）に対してこれを行う。

- (1) 同一職種に10年以上従事している者
- (2) 他の技能者の模範となる優秀な技能を有している者
- (3) 本市に住所を有する者又は主として市内の事業所に勤務する者

(基準日)

第5条 前2条に規定する年令及び従事年数の計算についての基準日は、表彰を行う年度の10月1日とする。

(推薦)

第6条 市長は、表彰すべき者を決定しようとするときは、当該職種の団体その他市長が適当と認める者の代表者等（次項において「代表者等」という。）に表彰すべき者の推薦を依頼するものとする。

2 前項の規定により依頼を受けた代表者等は、技能功労者等推薦書（別記様式）を市長に提出し、表彰すべき者の推薦を行うものとする。

(決定)

第7条 市長は、前条の推薦書に基づき、表彰すべき者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、表彰状及び記念品を贈りこれを行う。表彰を受けるべき者が表彰前に死亡した場合は、その遺族に贈る。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（昭和61年7月21日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

〔別表〕 (対象職種)

番号	職 種	番号	職 種
1	広 告 美 術 士	2 5	あんま、はり、きゅう、マッサージ、指圧師
2	写 真 師	2 6	食 肉 技 術 師
3	造 園 師	2 7	和 裁 師
4	板 金 工	2 8	洋 裁 師
5	時 計 修 理 師	2 9	洋 服 仕 立 師
6	染 物 職	3 0	自 転 車 組 立 整 備 士
7	打 綿 職	3 1	タ イ ル 工
8	建 具 職	3 2	ブ ロ ッ ク 工
9	印 刷 工	3 3	電 気 工 事 士
1 0	製 菓 衛 生 師	3 4	電 子 修 理 技 術 士
1 1	豆 腐 製 造 職	3 5	石 工
1 2	大 工 職	3 6	寝 具 製 造 職
1 3	瓦 屋 根 ふ き 職	3 7	ガ ラ ス 装 着 工
1 4	左 官 職	3 8	鮮 魚 調 理 師
1 5	と び 職	3 9	漁 師
1 6	配 管 工	4 0	自 動 車 整 備 士
1 7	畳 職	4 1	め ん 類 製 造 工
1 8	塗 装 工	4 2	歯 科 技 工 士
1 9	表 具 師	4 3	塩 干 物 製 造 業
2 0	印 章 彫 刻 士	4 4	食 品 衛 生 責 任 者
2 1	理 容 師	4 5	鉄 工 職
2 2	美 容 師	4 6	内 装 職
2 3	ク リ ー ニ ン グ 師	4 7	型 枠 大 工 職
2 4	調 理 師	4 8	自 動 車 板 金 工
		その他市長が適当と認めた職種	